

愛知県営平針住宅PFI方式整備事業の実施方針の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、令和2年4月15日に公表した愛知県営平針住宅PFI方式整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）の一部を次のとおり変更したため、同条第4項の規定により公表します。

令和2年5月25日

愛知県知事 大村 秀章

4（6）ウ「（コ）電気室・受水槽・ポンプ室等」の文中「9-2街区中央の公園の周辺には、散水栓、連結送水管を設置すること。なお、詳細については、名古屋市及び管轄の消防署等と協議し、適切に設置すること。」を「9-1街区中央の公園の広場に散水栓を設置すること。なお、詳細については、平針南学区自治会と協議し、適切に設置すること。」に改める。

別紙-6「入居者移転計画（基本手順）」を別添のとおり改める。

別紙－6 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。なお、B棟の建設及び入居者移転事務は本事業の対象外です。

1 既存住棟等の解体撤去（第1期）

既存住棟（9－7棟及び9－11棟から9－13棟まで）の入居者のB棟（令和3年7月1日管理開始予定）移転完了後（令和3年9月1日用途廃止予定）、これらの住棟及び付属建物等（旧平針給水塔を含む。）の解体撤去を行う。

(本事業対象外)	B棟				
		移転			
【第1工区】	9-6棟解体撤去※	9-7棟解体撤去			(仮想敷地A)
	9-9棟解体撤去※	9-11棟解体撤去	9-12棟解体撤去	9-13棟解体撤去	(仮想敷地B)
【第2工区】	9-14棟	9-15棟	9-16棟	9-17棟	(仮想敷地C)
	9-8棟	9-10棟			(仮想敷地D)

※ 既存住棟のうち9－6棟及び9－9棟は既に移転完了済み。

2 第1工区建替住棟等の整備

第1工区（仮想敷地A及びB）にて、建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

【第1工区】	建替住棟等整備				(仮想敷地A)
	建替住棟等整備				(仮想敷地B)
【第2工区】	9-14棟	9-15棟	9-16棟	9-17棟	(仮想敷地C)
	9-8棟	9-10棟			(仮想敷地D)

3 既存住棟等の解体撤去（第2期）

既存住棟（9－8棟、9－10棟及び9－14棟から9－17棟まで）の入居者の第1工区建替住棟（管理開始時期は提案による。）移転完了後（管理開始から概ね2ヶ月後）、これらの住棟及び付属建物等の解体撤去を行う。

【第1工区】	建替住棟等				(仮想敷地A)
	建替住棟等				(仮想敷地B)
		移転			
【第2工区】	9-14棟解体撤去	9-15棟解体撤去	9-16棟解体撤去	9-17棟解体撤去	(仮想敷地C)
	9-8棟解体撤去	9-10棟解体撤去			(仮想敷地D)

4 第2工区建替住棟等の整備

第2工区（仮想敷地C及びD）にて、建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

【第1工区】	建替住棟等				(仮想敷地A)
	建替住棟等				(仮想敷地B)
【第2工区】	建替住棟(等整備)				(仮想敷地C)
	建替住棟等整備				(仮想敷地D)